○伊勢崎市手数料条例(抜粋)

別表第7 (第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)について、同項の規定による認定又は同法第55条第1項の規定による変更の認定(以下この表において「認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。
- (1) 1戸建ての住宅(住宅以外の部分を有しないものに限る。) 33,000円
- (2) 共同住宅(長屋を含む。以下この表において同じ。)(住宅以外の部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額
- ア 住戸の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が 次の表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

戸数	金額	適合証を添付した
		場合の金額
1戸	33,000円	5,000円
2 戸以上 5 戸以下	68, 000円	10,000円
6 戸以上10戸以下	95,000円	16,000円
11戸以上25戸以下	134,000円	27,000円
26戸以上50戸以下	191,000円	44,000円
51戸以上100戸以下	275, 000円	79,000円
101戸以上200戸以下	372,000円	
201戸以上300戸以下	487,000円	
301戸以上400戸以下	573,000円	
401戸以上	658,000円	

イ 住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号) I第2の2の2-2(2)口に定める方法により算出した共同住宅(以下この表において

「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。)にあっては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額

- (ア) 住棟内の住戸の数がアの表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- (イ) 共用部分の床面積の合計が次の表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するか に応じ、同表の中欄に掲げる額

床面積	金額	適合証を添付した
		場合の金額
300平方メートル以下	107,000円	10,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以	176,000円	27,000円
下		
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル	274,000円	79,000円
以下		
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル	352,000円	125,000円
以下		
10,000平方メートルを超え25,000平方メート	420,000円	157,000円
ル以下		
25,000平方メートルを超え50,000平方メート	490,000円	197,000円
ル以下		
50,000平方メートルを超えるもの	628, 000円	275, 000円

- ウ 住戸及び住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 共用部の一次 エネルギー消費量を算出しない共同住宅にあっては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅に あっては次に掲げる額の合算額
- (ア) 住棟内の住戸の数がアの表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同 表の中欄に掲げる額
- (イ) 共用部分の床面積の合計がイ(イ)の表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- (3) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分が共同住宅以外の住宅であ

るものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額

- ア 住宅の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 33,000円
- イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 33,000円に、住宅以外の部分の床面積の合計が次の表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額を加えた額

床面積	金額	適合証を添付した
		場合の金額
300平方メートル以下	236, 000円	10,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以	376, 000円	27,000円
下		
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル	534,000円	79, 000円
以下		
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル	656,000円	125, 000円
以下		
10,000平方メートルを超え25,000平方メート	772,000円	157, 000円
ル以下		
25,000平方メートルを超え50,000平方メート	882,000円	197, 000円
ル以下		
50,000平方メートルを超えるもの	1, 100, 000円	275, 000円

- ウ 住宅及び建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 33,000円に、 住宅以外の部分の床面積の合計がイの表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当する かに応じ、同表の中欄に掲げる額を加えた額
- (4) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額
- ア 住戸の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の 数が(2)アの表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げ る額

- イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅の部分が共用部 の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲 げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額
- (ア) 建築物内の住戸の数が(2)アの表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに 応じ、同表の中欄に掲げる額
- (イ) 住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が(2)イ(イ)の表の左欄に掲げる床 面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- (ウ) 住宅以外の部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものである ときは、当該部分を含む。ウ(ウ)において同じ。)の床面積の合計が(3)イの表の左欄に掲 げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- ウ 住戸及び建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅の部分 が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあっては(ア)及び (ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額
- (ア) 建築物内の住戸の数が(2)アの表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに 応じ、同表の中欄に掲げる額
- (イ) 住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が(2)イ(イ)の表の左欄に掲げる床 面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- (ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が(3)イの表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに 該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- (5) 住宅以外の建築物 床面積の合計が(3)イの表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれ に該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、同項(1)中「33,000円」とあるのは「5,000円」と、同項(2)中「中欄」とあるのは「右欄」と、同項(3)中「33,000円」とあるのは「5,000円」と、「中欄」とあるのは「右欄」と、同項(4)及び(5)中「中欄」とあるのは「右欄」とする。
- 3 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合は、1の項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手

数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば別表第3の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。